

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 17 日

株主および登録株式質権者各位

長野県塩尻市広丘野村 959 番地
株式会社 サ ン コ ー
代表取締役社長 田村 正則

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）」（以下、決済合理化法という。）附則第 8 条第 1 項に基づき、特別口座開設等につき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座を開設する口座管理機関

当社が決済合理化法施行に際して、同法附則第 8 条第 1 項の定める通知対象株主等（株券等保管振替制度を利用されていない株主様および登録株式質権者様）のための口座（特別口座）の開設の申出により、特別口座を開設する口座管理機関は、次のとおりです。

名 称 東京証券代行株式会社
住 所 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号

2. 特別口座に関する株式会社証券保管振替機構への通知

当社は、通知対象株主等について、決済合理化法の施行日以後遅滞なく、同法附則第 8 条第 5 項に定める事項（開設した特別口座および当該口座へ当社普通株式の記載または記録を行うための所定の事項）を株式会社証券保管振替機構に対し通知いたします。

以 上